

由利本荘市過疎地域持続的発展計画（案）への パブリックコメント実施要領

「由利本荘市過疎地域持続的発展計画」策定に際し、計画の案を公開し、パブリックコメントを実施します。

1. 意見の募集期間

令和8年1月13日（水）～1月22日（木）午後5時

2. 計画（案）の閲覧場所及び意見の提出方法等

閲覧場所及び提出先

〒015-8501 由利本荘市尾崎17
由利本荘市企画振興部総合政策課

ファックス番号: 0184-23-1322

Eメールアドレス: kikaku@city.yurihonjo.lg.jp

電子申請 URL <https://ttzk.graffer.jp/city-yurihonjo/smart-apply/apply-procedure/2184611088601206424>



↑電子申請用QRコード

上記の提出先へ、郵便・ファックス・Eメールにより意見書を送付するか、直接持参または電子申請によりご提出ください（いずれの場合も1月22日（木）午後5時必着）。

※ホームページでも計画（案）を掲示。

3. 意見の提出に際しての留意事項

意見を提出できるのは、次のいずれかに該当する方（法人その他の団体も含む）。

- (1) 市内に住所がある方
- (2) 市内に事務所または事業所がある方
- (3) 市内の事務所または事業所に勤務している方
- (4) 市内の学校に在学している方
- (5) 市に納税義務のある方及び法人その他の団体

★意見提出にあたっては、住所、氏名（法人などの団体の場合は、所在地、団体名及び代表者氏名）、電話番号、ファックス番号、Eメールアドレス等の連絡先を必ず記載。また、住所や所在地が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称等も記載。これらの事項が記載されていない場合は、受付しない。なお、Eメールの場合は上記のほかに、件名に「パブリックコメント手続きの意見提出」と明記。

★電話番号等の連絡先は、意見の内容について問い合わせをする場合に使用。

★手続きは、計画（案）に対する具体的な意見を収集するもので、賛否について問うものではない。提出された意見は、内容ごとに整理し、市の考えとともに後日公表。個々の意見に對して直接個別回答はおこなわない。公表の際は意見以外の内容（住所・氏名等）は公表しない。